

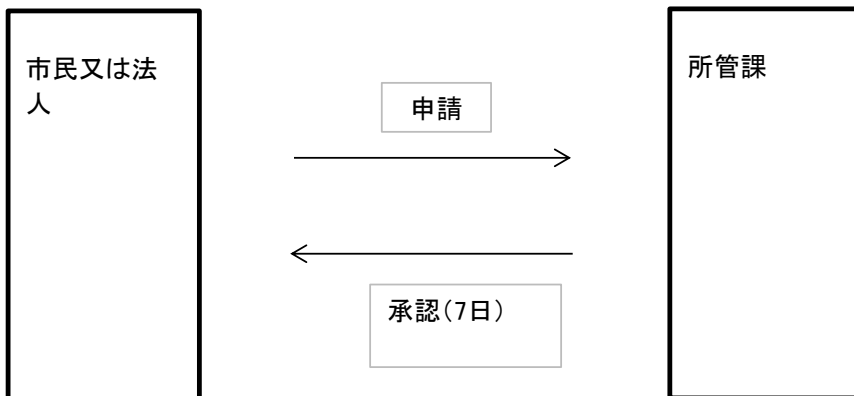
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 17

処 分 名	特設配水管布設申請の承認	
処 分 の 概 要	申請に基づいて特設配水管布設申請を承認する。	
根 拠 法 令 名	松山市公営企業局特設配水管布設工事に関する規程(平成24年企業局規程第7号)	
条 項	第5条	
所 管 課	上下水道サービス課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	7日	
標 準 処 理 期 間	計	7日
	管路工事積算基準に適合していること。	
【根拠法令等】		
1 根拠法令		
松山市公営企業局特設配水管布設工事に関する規程 (申請)		
第5条 前条の規定による事前協議後、特設配水管布設工事を申請する者(以下「申請者」という。)は、特設配水管(開発)布設工事申請書(様式第1号)又は特設配水管(一般)布設工事申請書(様式第2号)に次に掲げる書類を添付し、管理者に提出しなければならない。ただし、管理者が特に必要がないと認めるときは、その一部の提出を省略することができる。		
(1) 位置図、上水道管理図及び給水申込場所の平面図		
(2) 公図の写し		
(3) 給水申込場所の土地の登記事項証明書の写し		
(4) 配水管布設場所の土地の登記事項証明書又は登記事項要約書の写し		
(5) 建築確認済書又は農地転用受理通知書の写し		
(6) 土地使用承諾書又は農道掘削及び占用承諾書		
(7) 水路伏越・上越布設承諾書		
(8) 排水設備設置承諾書		
(9) 給水管継ぎ替え同意書		
(10) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類		
2 特設配水管(開発)布設工事の申請者は、前項の規定によるもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。		
(1) 開発行為許可書の写し		
(2) 開発行為同意書の写し		
2 審査基準		
管路工事積算基準による。		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。